

栃木市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定による工事監査を、栃木市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定に基づき、結果の報告を次のとおり公表します。

令和6年2月26日

栃木市監査委員 福地 武司

栃木市監査委員 古澤 ちい子

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく工事監査

2 監査の期間

令和5年10月13日から令和6年2月26日まで

3 監査の対象

（仮称）都賀総合支所複合施設新築工事

4 監査の主な着眼点

(1) 計画

ア 上位計画との整合性があるか。

イ 事業決定の手続きは適正に行われているか。

(2) 設計

ア 事業目的及び法令等に適合しているか。

イ 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。また、適正に整備されているか。

ウ 環境や、高齢者・障がい者等利用者に配慮した設計となっているか。

(3) 積算

ア 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われてい

るか。

イ 歩掛、単価は適正か。また、数量、金額は正確であり、その算出根拠は明確か。

(4) 契約

業者選定方法及び契約手続は適正に行われているか。

(5) 施工

ア 工事施工に関する事務手続きは適正に行われているか。また、施工計画は適切か。

イ 設計図書どおり施工されているか。また、法令等を遵守しているか。

ウ 工程管理及び安全管理は適切か。

エ 関連工事との連絡調整は適切に行われているか。

オ 環境に配慮した施工がなされているか。

5 監査の実施内容

計画、設計、積算、契約、施工等の各段階において技術面から専門的な検証を実施するため、調査及び報告に関する業務委託を行い、技術士の派遣を依頼した。

(1) 事前調査

対象工事における計画、設計、積算、契約、施工等の各段階における資料及び関連書類を選任された技術士宛てに提出した。

また、その後技術士から送付された質問書に対し、回答書を提出した。

(2) 本監査

監査対象の課から提出された資料及び事前質問への回答書に基づき、監査委員の立会いのもと、技術士が関係職員及び関係業者から説明を徴取し、さらに質疑応答による形式で行った。

また、工事現場の視察を行い、関係職員及び関係業者から説明を徴取した。

この調査結果について、後日技術士から報告を受ける方法により実施した。

実施日：令和5年12月21日

6 監査の結果

(1) 総括

1から5に記載したとおり工事監査を実施した限りにおいて、計画、

設計、積算、契約、施工等は、おおむね適正に行われていると認められた。

(2) 指摘事項

重要な点において、指摘に該当する事項は見られなかった。

(3) 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は見られなかった。

(4) 要望

技術士の所見によると、本事業は、計画当初から、施設に対する規模・需要に十分な検討・検証を行っていることが、設計及び仕様書に反映されていると評価された。

また、施工においても、事業担当者・監督員・工事請負者との間に当該事業に対する協調体制が感じられ、特段の問題点は見られないことから、残りの工期の中で、無事故無災害は当然として、将来に瑕疵や品質上のトラブルを発生させないよう、高品質な地域拠点施設の実現に邁進されたいとの提言があった。

ついては、技術士からの調査報告において具体的に示された改善・指導等の助言を生かし、残りの工期の中で、可能な限り施設の品質・性能の向上に努められたい。

本事業は、栃木市公共施設適正配置計画（第1期計画）において「地域施設の再編モデル」に位置づけられた「各総合支所の複合化」の最初の事業であることから、完成後は、本市の公共施設再編の先導的施設として有意義に機能し、地域コミュニティの拠点として、市民に喜ばれる施設となることを大いに期待する。

そして、今後進められる他の公共施設の再編において、本事業から得られた知見及び技術士からの貴重な提言を生かし、市民との合意形成に十分配慮しながら、将来にわたり安心・安全な市民サービスを提供し、地域の活性化に寄与する施設の整備が進められることを望む。